

中世地域経済の発展と広島湾頭

——“祇園”を中心として——

角 重 始

はじめに

JR可部線とほぼ並行して走る国道五四号線は、広島市を南北に貫く幹線道路である。祇園大橋から古市までの間に幅員一五メートルの新国道が完成したのは、モータリゼーションの到来に先駆けた一九六〇年のことであった。しかし、七〇年代以降急速に進んだ広島市北郊の住宅団地の開発とマイカーの普及によって、新国道の通行車両はたちまち飽和状態に達し、とくに朝夕のラッシュ時には慢性的な交通渋滞を生み出した。それから二十年余りたつて、ようやく太田川寄り数百メートルのところから祇園新道が開通し、高架式の新交通システムの完成と合わせて、この地域の様相は大きく変わろうとしている。

新しい交通体系が整備されると、人や車の流れをあてこんだ大型店舗が進出し、周辺はにわかに活気づく。その

一方で、かつてのメインストリートは昔ながらの商店街がひっそりと軒を並べる裏通りと化してしまふ。ここ最近、あちこちで見かけられる光景だが、むしろ時代の波にとり残された旧道のたたずまいに、なぜか人は興趣をそそられる。新国道に主役の座をとって代わられたのちも、地元の人たちから旧国道の名で親しまれてきた県道広島・古市線もその一つである。

この道は、元をたどれば近世の出雲街道筋にあたる。街路沿いの処々にはかつての街道の面影を偲ばせる老松が生い茂り、その枝をかすめるようにして路線バスが行き交う。通りの中心部にある祇園の市街地には「折目」と呼ばれる古い道路形態が残り、周囲の家並みを見渡すと「うだつ」を設けた民家の姿も目につく。往時を物語るこの風景は、「祇園町一市聚をなせり、是武田氏の故府なり」（『芸藩通志』巻四五）とあるように、遠く中世にその淵源を有している。

ところで、「祇園」といえば、まず思い浮べるのは京都である。それがなぜ広島市内の地名として見えるのか、誰しも不思議に思うところだろう。有名な地名にあやかりたいとするのは、世間ではよくありがちなこと。そういえば、地方都市の商店街などに一時期「〇〇銀座」などという名前が流行したこともあった。しかし、安佐南区の「祇園」は、そんないい加減なものではない。歴とした謂れがあるのだ。鎌倉時代の祇園周辺の風景をたどりながら、この地域の特質と地名の由来について述べてみたい。

一 二条の見た「祇園」

安芸のさと、の社 鎌倉時代の終わりごろ——乾元元年（一三〇二）、西国への旅の途次、安芸国を訪れた後深草院二条は、「安芸のさと、の社」が京都祇園社ゆかりの神社であることを聞き、懐かしさのあまり、一夜をここで過ごしている（『とはずがたり』巻五）。

安芸のさと、の社は、牛頭天王と申せば、祇園の御事思ひ出られさせおはしまして、なつかしくて、これには一夜とゞまりて、のどかに手向けをもし侍き。

御所を追われ、尼となった二条が、幼いころから憧れていた西行に倣って廻国修業の旅に出たのは正応二年（一二八九）、三十二歳のときであった。それから十三年がたち、彼女の旅もようやく終わりに近づいていた。

二条の西国の旅の目的地は、安芸厳島社であった。鳥羽より舟で淀川を下り、河口で海船に乗り換えて、瀬戸内海を西へ須磨・明石の歌枕の地を過ぎ、内海屈指の船泊である備後の鞆に着いた。そこに住まう遊女の長者から発心談を聴くなどし、厳島到着は九月十二日になった。十二日の試楽、十三日の大法会と、内侍たちの妖艶な舞姿を堪能するうちに、いつしか静寂のもどった社殿後方からは十三夜の月が差し昇り、満潮の水底に映える月影の荘厳さに感動をおぼえている。厳島からの帰りの船で備後和知の女房と知り合い、その招きを受けるが、二条は土佐の足摺岬へ廻る予定であることを述べ、再会を約して別れる。そして足摺岬の話が記される。その後に出てくるのが、

最初に述べた「安芸のさと、の社」のくだりである。それに続いて本文では、崇徳院ゆかりの讃岐の白峰、松山を訪れ、松山において五部大乘経のうち大集経二十巻を奉納したとある。十一月の末になり帰京を思い立つが、悪天候のため船の便がなく、港から和知の女房の家がほど近いことを聞いてそこを訪ね、二条は思わぬ災難に遭遇することになる。

これが西国の旅の概要であるが、ここで問題となるのは「安芸のさと、の社」の現在地である。厳島からそのまま東上したとすれば、安芸国佐東郡の祇園社（現、広島市安佐南区祇園の安神社）とみてほぼ差し支えない。ただ、「とはすがたり」の記述どおり足摺岬の後に訪れたとすれば、土佐湾沿いを東へ航行したところにある、土佐国安芸郡羽根村字里村（現、室戸市羽根）の牛頭天王社がそれにあたるという（『新日本古典文学大系50』とはすがたりたまきはる「脚注」）。しかし、足摺岬の記述部分は具体的な情景描写に乏しく、人から伝え聞いた補陀落伝説を記すのみであり、実際には訪れていないと考えられている（松本寧至「一九八六」）。とすれば、「安芸のさと、の社」は安芸の佐東社で間違いないことになる。

安芸の佐東社とは、この当時「佐東河社」と呼ばれていた京都祇園社の末社である。伝承によれば、同社の勧請は元慶五年（八八二）に感神院の祖僧宥尊が大和長谷寺から当地にやってきたころに遡るといふ。初めは南下安の松尾山（現、祇園中学校付近）にあったが、正安元年（一一九九）六月の神祭日にまぎれて平員家が金山城麓に放った兵火に罹り社殿などを焼亡、その後、神輿遊行の場所である北下安の地に移建された（『芸藩通志』巻四十七）。現在の安神社はその後身にあたる。古くは広島湾周辺地域を中心に交易活動を営んでいた祇園社神人らによって祀られ、

感神院免田を設定した国衙、祇園神人兄部職を掌握した守護武田氏の庇護下にあつて勢力を誇った。南北朝期以降になると、「彼社（注、佐東河社）近年荒廢之後、有名無実歟」とあるように（「祇園社記」）、近隣領主の押領などにより社勢は次第に衰え、祇園社領としての実質も失われていったが、武田氏滅亡後も毛利氏らの保護を受けて神社の由緒を伝えた。

祇園の今昔 二条が目にした祇園周辺の風景で、現在と大きく異なる点は太田川（中世では佐東川という）の様子であろう。太田川が今日のような流路をとるようになったのは江戸時代以降のことで、それ以前は古川が本流と考えられているが、さらに遡れば古市より南は安川沿いの谷を長束から河合へと流れ出ていたらしい。『新修広島市史 第一巻総説編』などを参考にしながら、そのあたりをもう少し詳しく述べてみよう。

太田川は西中国山地の高峰冠山に源を発し、溪谷を流れ落ちる清流を集めながら南東方向に向かい、安佐北区可部の辺りからはやや西に向きを変えて一気に南下し広島湾へと注ぎ込む。流長一〇四キロメートルの一級河川である。太田川の歴史は洪水とのたたかひの歴史でもあつた。昭和四十一年（一九六七）に太田川放水路が概成したところによって、市街地方面での被害はようやくおさまったが、それまでは数年のサイクルで沿川地域は洪水の災禍に見舞われた。可部以南に開けた河谷平野を屈曲する太田川の姿は、かつての氾濫による流路変更の痕をとどめるものであり、あらためて自然の力の大きさを見せつけている。

安佐南区八木の高瀬大橋北詰で太田川本流から分岐し、西原地区でふたたびこれと合流する古川が、かつて太田川の本流であつたことはよく知られている。その古川よりもさらに古いとみられるのが安川の旧流路である。安川

は安佐南区沼田町の窓ヶ山北麓に源を發し、東流して古市で古川と合流するが、昭和三十年（一九五五）に古川へ抜ける小瀬放水路が完成するまでは、中須から大町・祇園・長束を南下し太田川に注いでいた。現在では廃川敷となつているこの水路は、明治期までは安や伴方面からの川舟が上下するほどの水量を誇っていたが、大正期ころからは堆積した土砂によつて川底が浅くなり、その狭い川幅と相俟つてしばしば洪水を引き起こした。『祇園町誌』は昭和五年（一九三〇）八月に發生した洪水の様子を次のように記している。

大町麦峠を流した濁流は、上言土手にせまり、北部落に入り、泥水が田畑に浸入して農作物をいためつけると同時に、勝想寺上手及び安神社前の堤防などの決壊で、濁水は町内に溢れ、道路両側の店舗全部が床下浸水した。そして道路に余つた水は、安神社へ逆流して境内をぬけ、祇園小学校付近に合して滞水し、南方帆立ではほとんど全戸が床上浸水し、田畑の冠水もすこぶる多かつたけれども、幸い人畜には被害がなく、町民は夜を徹して、安神社、学校校庭等で土のうを作り、これで堤防を仮修理してようやくくい止めたのであった。その時には、三井家裏手石垣の最上部まで、一面の濁水で、土手から東を見ると、西原の人家、学校等の間を、こわれた家や家財がほとんどん流れていた。

昭和十八年（一九四三）七月の水害では、太田川と安川がともに氾濫を起こしたため、これをさらに上回る惨害となつた。安川の河川改修工事は、流域に住む人びとの多年にわたる願ひであつた。このことは、自然堤防時代の古市以南の安川流路がいかに不安定なものであつたかを示唆する。現在の廃川敷よりも西側には、かつての河道とみられる跡が処々に残つているが、これがおそらくは旧安川流路であり、太田川の古い流路でもあつたと考えられる。

条里制地割と太田川流路 太田川が旧安川流路(④)をとっていたのは、いつごろのことであろうか(図1参照)。それを推測する手がかりとなるのが条里制の地割である。太田川河谷平野の条里地割は可部市街地の西方、八木峠南方の低地、古川との合流点に近い安川の南北両岸、祇園市街地の西側、現在の太田川を挟んで南北に向かい合う東原・戸坂の各区域に見られる。これまでの研究によつて、これらの地割は安芸系と佐伯系に分かれることが明らかにされている(西村嘉助―一九五九)。たとえば、東原・戸坂の条里方向は旧安芸郡の温品の条里方向と類似しており、祇園西方の条里方向は旧佐伯郡の五日市のそれと類似している。また、西原地区の条里は太田川の流路の移動などによつて消えてしまったが、わずかに残る地割方向を見ると、その一般的な方向は東原・戸坂と同じ安芸系を示すのに対し、旧安川流路の周辺では祇園西方の佐伯系条里に類似しているという。

このことは、次のような事態を意味しよう。すなわち、西原の地割が決定したとき、太田川は旧安川流路をとっていたこと。安芸郡と佐伯郡の郡界は当時の太田川の流路で決められており、西原は安芸郡に含まれていたということである。ちなみに東原・西原は古代の安芸郡幡良郷の遺名であり、旧安川流路の西にあたる祇園は佐伯郡伊福郷、長束・山本は同桑原郷の地にそれぞれ比定される。

さらに現在の古川(③・⑤)と太田川(①・⑥)に囲まれた中島の部分の地割方向を見ると、東原が安芸系であるのに対し、北側の川内地区は佐伯系であることが注目される。おそらく太田川の旧流路(②)は川内の東から、東野・中筋との堺を分断するようにして古市方面に流れていたのであろう。流路を挟んで南側の古市・中筋・東野は慶長十二年(一六〇七)に太田川の新流路(⑥)ができるまでは安佐北区の小田・矢口と繋がっており、この一帯は

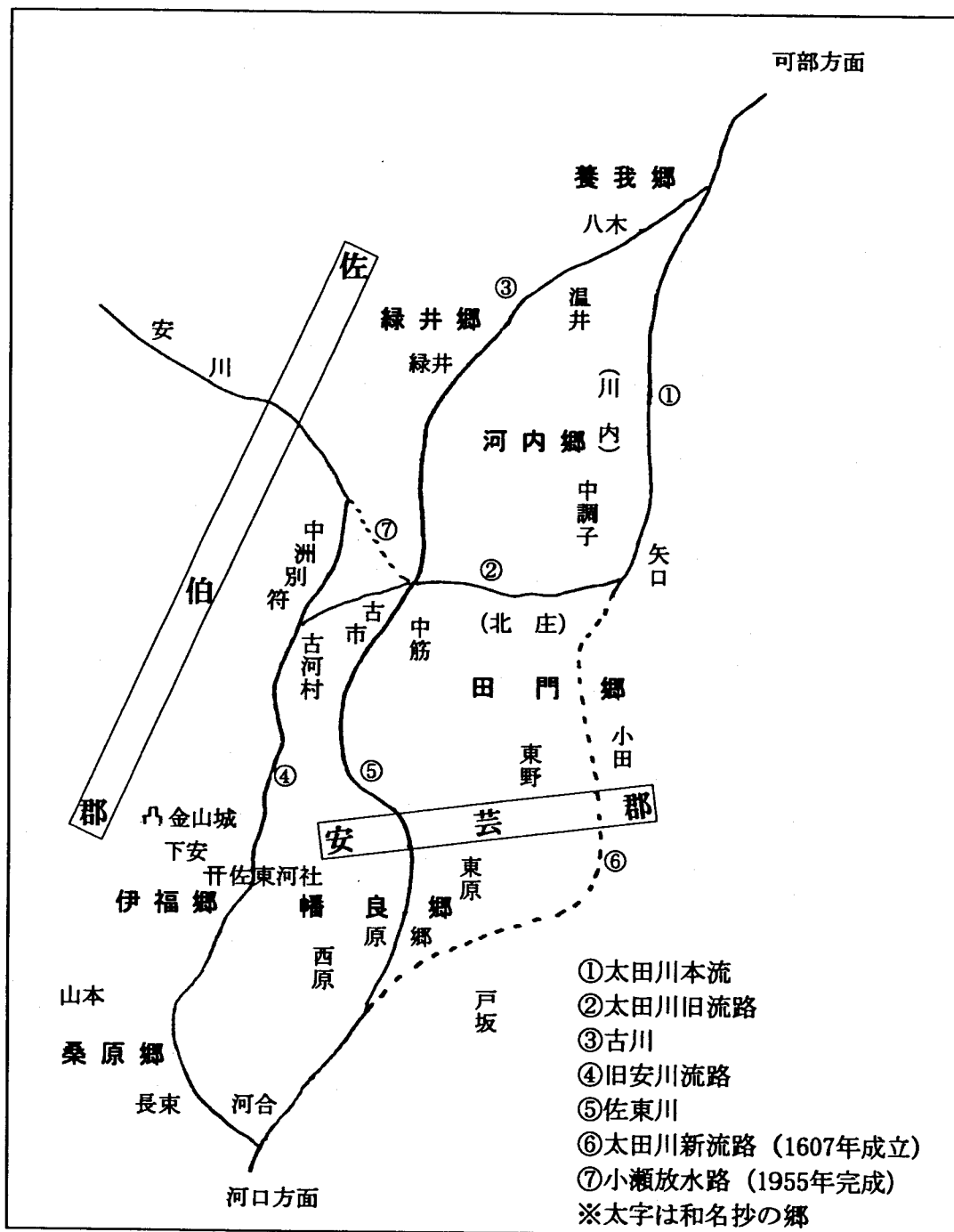


図1 古代～中世の太田川流路図

中世には田門荘あるいは北庄と呼ばれる、かつての安芸郡田門郷の地であった。一方、北側の川内地区（温井・中調子）は同河内郷とみられるが、これも太田川の旧流路がその堺をなしていたと考えれば理解しやすい。

ただそうすると、一つ問題となる点がある。それは、川内地区の条里地割が安芸系ではなく佐伯系だということである。川内地区が安芸郡河内郷の地で間違いないとすれば、この矛盾をどう説明するか。これについて今のところ考えられるのは、八木（佐伯郡養我郷）・緑井（佐伯郡緑井郷）と川内地区の間を流れる古川（③）も、この当時からすでに存在していたということである。当然のことながら、流路は一つとは限らない。新しい流路ができたからといって、古くからの流路が消えてしまうわけではない。これまで太田川の旧流路（②）と称してきたものと古川（③）、どちらが古いか即断はできないが、ただ言えるのは条里施行当時には両方とも存在していたということである。そして理由は定かでないが、郡堺は古川（③）、条里地割は太田川の旧流路（②）をもって、それぞれの境界としたのであろう。たしかに河内郷という名称は、古川（③）と旧流路（①・②）に囲まれた土地にふさわしい。

以上のことから、古代の太田川流路を整理すると次のようになる。可部付近を大きく曲流した太田川は河谷平野を望むあたりで根谷川と三篠川を合わせて一筋の流れとなるが、高瀬堰の下手から二つに分かれる。その一つが佐伯郡との堺をなす古川（③）であり、もう一つが川内の東を流れ、その南端から西に大きく向きを変える太田川の旧流路（①・②）である。この二つの流れは川内地区を取り囲むようにして古市の辺りでふたたび合流し、先述したように安川の旧流路（④）にはほぼ沿って南下、長束からは東に転じ河合に流れ出たものと思われる。

佐東川の成立 中世の太田川は古市以南の旧流路が東に移動し、やがて現在の古川（⑤）に近いかたちをとるよ

うになる。この太田川河口付近には、平安時代の終わりころになると、安芸国の内陸部から川舟によって搬出された年貢物資などを瀬戸内海を航行する船に積み換えるための倉敷地が設けられ、それを起点として現在の祇園市街地付近に都市的な場が広がりをみせはじめた。鎌倉時代に安芸守護となった武田氏が金山城麓に居を定めたのは、何よりもこの地の経済力に目を付けたからにはかならない。この当時、かつての佐伯郡は東西に分割され、太田川右岸地域は佐東郡と呼ばれていた。そこを本拠とした武田氏が勢力圏を拡大するにつれて、「佐東」という中世的な地域名称は、安南郡と称されるようになった対岸の旧安芸郡にまで広がっていく。こうして、この地域を流れる太田川は佐東川と呼ばれるようになった。

それでは太田川がいつごろから古川流路(⑤)をとるようになったのか、流域周辺の中世地名を手がかりに、その時期を探ってみよう(表1参照)。まずは安芸郡田門郷・河内郷の地である。田門郷は平安末期には安楽寿院領田門荘となり、のちに八条院領荘園群の一つとして伝領される。荘域はかつての田門郷と同じく中筋・古市・東野から現在の太田川を挟んだ矢口・小田の範囲とみられるが、鎌倉初期の文書には「田門御荘河内郷末次名田島等」、また「深河末次名田島等」とあり(「毛利家文書」一四九一号)、これを見ると田門荘は太田川旧流路の北に位置する河内郷の一部を取り込んでいるようである。やがて荘園制的な枠組みが崩れてくると、この一帯は北庄と称されるようになる。戦国期にはそこを本拠とした川内衆と呼ばれる水軍が、武田氏やその滅亡後は毛利氏に属して活躍をみせる。ただ、川内というのは通称であって、それが正式な地名として現れるのは温井村と中調子村が合併して川内村となる明治二十二年(一八八九)のことである。近世村であった温井・中調子の地名としての初見も戦国期を

表1 太田川流域の荘・郷・村の変遷

	和名抄	中世地名	近世地名
安芸郡	河内郷	温井 (1541) 中庄司 (1541)	温井村 中調子村
	田門郷	田門荘河内郷 (1155立荘、1212) 北庄 (1289) / 中筋古市・東野・小田・ 矢口	北の荘村→東野村・ 中筋古市村 小田村・矢口村
	幡良郷	原郷 (1199)・原新荘 (1551) 東原村 (13C半) 西原村 (16C)	東原村 西原村
	不詳	古河村 (1199) 中洲別符 (1238)	中須村
佐伯郡	養我郷	八木村 (1152) 細野村 (13C半)	八木村
	緑井郷	緑井郷 (1199)	緑井村
	伊福郷	伊福郷堀立 (1166) 下安 (1533) 光清 (1238)	南下安村 (帆立) 北下安村 (光清)
	桑原郷	桑原郷坪井 (1166) 山本 (1457) 桑原保・桑原余田 (1199) 桑原荘 (1244)、桑原新荘 (1294) 長東 (1552) 吉次 (1166) 萩原村 (1171)	東山本村・西山本村 長東村

注) 数字は初見年次を示す。

遡ることはなく、こうしてみると中世の河内郷の様相はかなり不鮮明といわねばならない。

代わって周辺の中世地名で頻繁に登場するようになるのが、古河村と中洲別符である（「田所文書」、「新出巖島文書」）。いずれも初見は鎌倉初期である。巖島神社との関わりが深く、その意味では史料的な残存状況が大いに関係しているわけだが、もう一つ言うなら、このことは太田川流路の変更を反映しているのではあるまいか。それまでは安川と太田川の旧流路②の合流点に近く、不安定であった中州部分が、太田川の流路が東に寄ったことで中洲別符（安佐南区中須）という中世所領に生まれ変わったのであろう。また、それと隣接した旧安川流路④周辺の河道を含む地域の再開発によって成立したのが古河村（安佐南区古市）と考えられる。

安芸郡幡良郷の地は、中世には原郷・東原村・西原村に分かれる。原郷は旧幡良郷の中核部分を受け継いだもので、正応二年（一二八九）の田所氏讓状に見える原郷の小字、大豆田・烏田は現在の東原に、伊予寺は西原にそれぞれ遺っている（「田所文書」）。東原村の初見は鎌倉中期に作成された安芸国衙領注進状であるが（同上）、この東原という地名は旧幡良郷が佐東川の成立によって東西に分断された結果、生まれた地名ではなからうか。一方、西原村の初見が戦国期とかなり遅れるのは（「巖島野坂文書」一二七七号）、その付近が旧安川流路④と佐東川⑤の氾濫原にあたり、安定した耕地とはなりにくかったことを示すものである。鎌倉時代の安芸国新勅旨田の得田率を見ると、原郷内の小原（東原・西原にそれぞれ小字として残る）が最も洪水の被害を受けやすく、そこが当時の川沿い地域であったことを物語っている（「佐竹昭」一九九二）。

以上の点から、古市以南の旧安川流路の古川方面への移動、すなわち佐東川の成立は平安期に遡ることはほぼ確

実とみられる。二条が目にした太田川は、旧安川流路のすぐ東、現在の古川流路の近くを流れていたに違いない。彼女が泊まった祇園社が、そのころ佐東河社と呼ばれていた所以である。

二 衣田嶋莊官と佐東市

衣田嶋莊官殺害事件 「五ヶ」と呼ばれていた太田川の河口デルタの干拓が本格化するのは、天正十七年（一五八九）の広島築城よりも後のことである。それまでは祇園付近が安芸国の内陸部と瀬戸内海を結ぶ、文字どおり水陸交通の要衝であった。ここでは国内流通の拠点として賑わう祇園付近の様子を、ある刑事事件を通して窺ってみたい。

その事件とは、鎌倉時代の宮内荘（廿日市市宮内）を舞台にした「財テク殺人事件」とでもいべきものである。被害者は安摩荘内の衣田嶋（安芸郡江田島町）に住む莊官紀為宗、加害者と目されるのは宮内荘の住人俊士次郎・三郎兄弟。双方の言い分などをもとに、事件のあらましを再現すると次のようになる（図2参照）。

a 衣田嶋側の訴えの内容

訴えの内容に入る前に、事件の背景について簡単に説明しておこう。安摩荘は「和名抄」の安芸郡安満郷の系譜をひき、衣田嶋のほか、倉橋島北部の波多見浦（安芸郡音戸町）、対岸の矢野浦（広島市安芸区矢野町）・呉浦（呉市）など、広島湾の沿岸島嶼部を莊域とした八条院領莊園である。その内の衣田嶋の莊官を務める紀為宗（字は中権守）

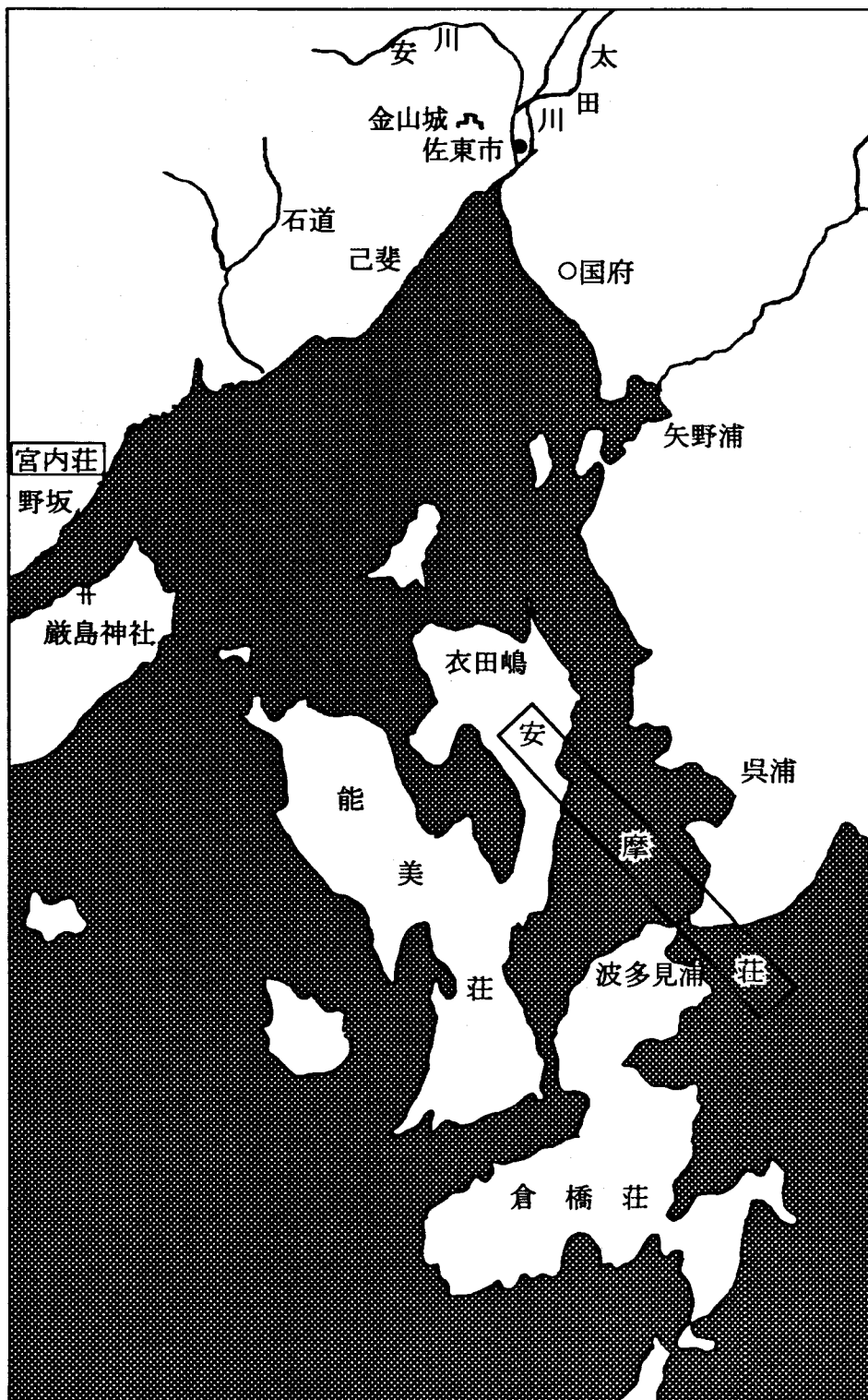


図2 広島湾頭周辺地図

は、宮内莊の近在にも土地を持つ富裕な領主であった。そのことは、次の文書〔野坂文書〕二二八号〕から窺うことができる。

逐言上

此御文ハ、周防俊士が川井左□殿進薪船拵□して、上せ候便ニ付て進上仕候なり。兼又、野坂堤内田ハ、二月□□少々打開申候なり。尚々開發仕候ばやと存候なり。謹言。

この文書の端裏書には「衣多嶋中権守弘□□事」とあることから、これを書いた人物はおそらく紀為宗と見做される。そこに見える「野坂」とは厳島神社の政所が置かれていた宮内にほど近く、為宗はかれの資力をあてこんだ神社側の委託を受けて、その開發に乗り出していたようである。もう一つ注目される点は、後に事件の被疑者となる周防俊士の名前が見えることである。この当時、衣田嶋・宮内間には日常的な船の往来があり、この書状も俊士の乗船で神社側に届けられたものであった。つまり、為宗と俊士は旧知の間柄ということになる。

その為宗から、あるとき俊士次郎・三郎兄弟は利殖用の資金の融通を受けた。ところが、それから数年後の仁治三年（一二四二）二月九日、急に貸金の回収を思い立った為宗が宮内にやってきたところを、待ち構えていた兄弟によって謀殺された。これを知った為宗の子息らの嘆き様は、まさに「天を仰ぎ、地に臥して、泣涕」せんばかりであった。かれらの申し立ての内容を聴いてみよう（「卷子本厳島文書」七一号）。

指したる為宗の其の昔の親敵に非ず、或いは宿趣の敵に非ず。負錢并に出挙物を罷りながら、其の物主を殺害せしむるの条、存外の次第、何事か之の如し。然れば件の俊士次郎のため為宗烏帽子親たり、其上此等の如

く倍々の利物を預けるの間、随分の志之れ在り。其の上芳恩を蒙るの事多々なり。然るに爰に其の謂なく殺害せしむるの条、古今有り難きもの歟。

為宗が俊士兄弟にとって宿怨の敵というのならいざ知らず、錢や出挙物の貸与を受けていながら、借り手が貸し主を殺害するのは思いもよらないことで、こんなことがあつてよいものか。ましてや為宗は俊士次郎の烏帽子親でもある。その上、今回のように倍の利息を生む資金の提供までしてもらい、まったく過分の計らいといふべきものだ。そのほかにも、為宗はたびたび次郎の面倒をみてきた。その恩人をいきなり殺害するなんて、今までに聞いたこともない話だ。為宗の子息たちの悲憤に満ちた言葉からは、「犯人」の俊士兄弟の凶悪ぶりが伝わってくるようである。

b 俊士次郎の尋問内容

ところが、「犯人」と名指しされた俊士兄弟の言い分は、これと真つ向から対立する。宮内荘側の取り調べにおいて、殺害の事実を全面的に否定した次郎の尋問内容は、次の三点に整理される(同上七〇号)。

①烏帽子親である為宗が先だつて預け置いた元金に利息を加えた錢を受け取りにくるというので、あちこちで都合した錢に倍の利息を付けて佐東市で支払いの用意をして待つていたところ、思いがけず宮内の方にやってきた。

②あらためて錢の用意してある佐東市で落ち合う約束をし、為宗主従は二、三人の者と一緒に石道(広島市佐伯区石内)越えの山路をとり、次郎は己斐(広島市西区己斐)の辺りに所用があつたので海道を通過して佐東へ向かったが、

結局そこで逢うことはできなかつた。

③しかし、あらかじめ頼んでおいた佐東市の人（「都維那之所従」）から饗応のうえ銭は渡してもらった。消息を絶つたのは、その後のことである。佐東へ向かった為宗の姿を見かけた証人ならたくさんいる。

両者の主張で共通するのは、烏帽子親の為宗が俊士次郎に貸していた利殖用の資金とその利息分を受け取るために宮内にやってきたという点である。そこから後のことについては、俊士兄弟らによって宮内で謀殺されたとする衣田嶋側と、支払いの銭を用意していた佐東市で行方が分からなくなったのだとする俊士次郎との間で大きく食い違う。真相はまさに藪の中だが、衣田嶋側の執拗な訴え、それに対し証拠不十分ということでは何とか逃れようとする宮内側の態度を見ていると、俊士兄弟への疑惑は限りなく広がっていく。

国中風聞 ここで少し訴訟の経過をたどってみよう。為宗殺害の報せが届くと、衣田嶋側からはただちに訴えが起こされた。事件発生から十日後の二月十九日に宮内にある厳島神社政所に提出された安摩莊内衣田嶋牒（「卷子本厳島文書」六八号）によれば、負物の返済は「上下諸人之習常例」であるにもかかわらず、ほかにさしたる理由もなく物主を殺害するというのはきわめて悪質であるとしたうえで、俊士兄弟の身柄の引渡しを要求している。

しかし、これに対する宮内側の態度はまったく誠意に欠けるものであった。平安時代の終わりに安摩莊の領家平頼盛の私得分が厳島神社に寄せられて以来、莊内の各島・浦からは日御供米が送進されていた（「厳島野坂文書」一七三九～一七四三、一七七〇・一七七一号）。こうした両者の繋がりを考えれば、ただちに犯人の身柄引渡しに応じるのが道理というものだが、未だに返答すらないことに不信感を募らせた衣田嶋側は、二十一日に重ねて督促の牒を送っている（「卷子本厳島文書」六九号）。

これと前後して為宗の子息らが直接乗り込んでくると、さすがに宮内荘側もこれ以上逃れるわけにはいかず、俊士次郎を召し出して尋問を行った。このときの内容がさきに記したものである。その取り調べの結果をふまえて、宮内荘側は次のような回答を二月二十五日付の返牒にしたためている（同上七〇号）。

実際に為宗が佐東へ行ったのかどうか、真偽のほどを調べるために、双方の当事者を初めとする関係の者を現地へ遣わしたが、結局のところ決め手となるような情報は得られなかった。したがって今後については、為宗がその日に佐東へは来なかったことを証明する人が現れた場合には真偽の糾明をやり直すが、そのほかは殺害の現場を見たとか、あるいは道路脇や山中から死骸が掘り出されるとか、そういう確かな証拠でも出てこないかぎりは訴えを信用するわけにはいかない。人はいったん外に出れば、そこで何が起きるか分からないものだ。出挙物を借りた者が物主を殺した犯人だと最初から決めてかかるべきではない。たとえ犯人であったとしても、神領に居住する神人を放出することは通常ありえない。また、すぐに返牒を送らなかつたことについては、神主藤原親実と現地責任者の惣政所が上洛中ということなどが理由であつて、決してこれを無視していたわけではない。

衣田嶋側の訴えを証拠不十分であるとして退け、仮に俊士兄弟が犯人だとしてもその引渡しには一切応じられないといふのである。厳島神社の權威を笠に着た宮内側の強弁を前にして、中世という自力救済の世界に生きる人びとに残された道は、もはや実力行使などの限られたものしかなかった。

宮内荘の返牒から半月余り経つた三月十二日、直接交渉では埒が明かないとみた衣田嶋側は、惣公文平守澄・惣追捕使藤原重高・国侍紀宗則らの荘官と百姓十名が連署して在京中の厳島神主に訴えるという拳に出た（同上七一

号)。為宗は俊士兄弟の家を出たところを計画的に襲われたのであるから、宮内側が言うような確たる証人など、そもそも見つかるわけがない。については、在京中の神主・惣政所から犯人の引渡しを命じていたいただきたい。もしそれが叶わなければ、安摩荘がこれまで厳島神社に対して負担してきた日御供米や二季御祭・正月一日の御供米の停止も辞さないと強硬に訴え、それは衣田嶋だけでなく「御神領一同之荘官百姓」、つまり安摩荘全体の意志であるとしている。

実際にこの荘官百姓等解には荘内の矢野浦惣公文中原惟道・波多見浦惣公文中原有通の両名が署判に加わり、次のように記している。

衣田嶋小公文為宗、伊津岐嶋御神領之住人のために殺害されるの条、國中風聞たるの間、承り及ぶの条、顯然たるの間、署判に加う。

衣田嶋荘官の殺害事件は、被害者とその縁者の枠を越えて、かれらが属する社会集団を揺るがす大問題に発展していったのである。もう一つそこで注目されるのは、宮内側が突き付けてきた、実際の目撃証言や死骸そのもののような即物的で決定的な証拠という条件に対抗しうるのが、「國中風聞」とされている点である。「風聞」のもつ重みはどうやら物証に匹敵したらしい。「音声の世界」に生きる中世人たちの固有の観念を探り当てる格好の素材でもあった〔酒井紀美―一九九七〕。

広島湾頭の経済活動 以上に述べてきた衣田嶋荘官殺害事件をめぐる一連のやりとりの中から、鎌倉期の広島湾頭の経済活動を見るうえで注目点を二つ挙げておこう。

一つは、衣田嶋小公文の紀為宗が俊士次郎・三郎兄弟に利殖用の資金貸付を行っていたという事実である。このことは島嶼荘園の荘官クラスの領主経営の中で、動産運用が大きな比重を占めていたことを示すものであり、鎌倉期の内海地域における貨幣経済の発展の様子を裏づけている。

もう一つは、錢貨の利殖を図る場として「佐東市」の名が見えることである。佐東川河口付近は水陸交通の拠点として、山県郡などの内陸部荘園から積み出された年貢物資を保管する倉敷地が設定され、「佐東市」あるいは「佐東八日市」（『東寺文書』は一〇一号）の名で知られる定期市も開かれていた。そこには当然、有力な輸送業者・金融業者たちがひしめいていたであろう。次郎が錢の支払いを頼んでいたという「都維那」も、そうした金融業者の一人とみられる。かれらの活発な動きは、鷹栖山の利用をめぐって杣村地頭らとの間にトラブルを引き起こし、やがて伊都岐島神人を巻き込む係争へと発展した事件の張本人たる「堀立都維那」の存在からも窺うことができる（『卷子本嚴島文書』六七号）。「堀立」といえば、次節で述べるように佐東倉敷内の地名であった。次郎の言を借りれば、衣田嶋荘官紀為宗はそうした喧騒の中で忽然と掻き消されてしまったということになる。

三 佐東倉敷と祇園神人

志道原荘の倉敷地 鎌倉時代の広島湾頭は、安芸国内における地域経済活動の中心であった。ここではそうした活動の淵源を、佐東川の河口に設定された倉敷地の成立に即してみたい。

倉敷とは、莊園から年貢その他の貢納物を本家・領家へ輸送する際、一時的にそれを納めておく場所のことで、一般に海岸・河口・河岸など水運の要所が選ばれた。倉庫のみでなく広い土地が付属する場合も多く、倉敷地とも呼ばれた。尾道は備後国大田莊の倉敷地から発展した瀬戸内の代表的な港湾都市として知られる。安芸国の主要な倉敷地は、佐東川の河口付近に集中している。新熊野社領三入莊・嚴島社領壬生莊・同志道原莊の倉敷地が、いずれも現在の祇園市街地の辺りに置かれていた。

志道原莊（山県郡豊平町志路原）は山県郡の中心部に成立した嚴島社領の一つで、長寛二年（一一六四）六月の権中納言（平清盛）家政所下文によって相伝地主の凡家綱が下司職に補任されているように（「嚴島神社御判物帖」一三号）、平氏と深い関わりをもち、立莊とほぼ同時期に倉敷地も設定されている。その倉敷地の全容は、次に掲げる文書（「新出嚴島文書」九三号）によって窺うことができる。

立券

言上 一御社御領志道原御庄御倉敷勝示内畠在家検注帳事

合

畠貳町陸段

一段大	宮吉	二段大進入道	下末永神人
一段大進入道	是延神人	一段	重行神人
二段	武光神人	二段	行弘神人

一段

是安神人

一段

久行供御人

一段

國松神人

三段

友方感神院神人

三段

吉次末道神人

二段

吉次内

二段大進入道
庄領

行重供御人

大大進入道
庄領

包吉神人

二段大

吉次内

在家拾陸宇

一字

重貞供御人

一字

内侍利松

一字

是延神人

一字

宗清神人

一字

宗友神人

一字

是永感神院神人

一字

重國神人

一字

國松

一字

武光神人

一字

行弘神人

一字

友方感神院神人

一字

包吉神人

一字

行重供御人

一字

國道供御人

一字

助宗神人

一字

重行神人

右御倉敷、佐東郡内伊福郷堀立江上榜示所打定如件、以解、

仁安元年十一月十七日

郡公文佐伯末利
使権介藤原忠信

志道原荘の倉敷地には厳島神社の有力神官を領有者とする（「別結解」と称する）吉次領畠・宮吉領畠が充てられていたが、仁安元年（一一六六）にその内の吉次領畠の大部分が佐東郡桑原郷坪井などに所在する公領畠一町一段・大進入道畠五段二四〇歩と入れ替えられ（同上九一号）、同郡伊福郷堀立と堺を接する畠二町六段、在家十六字の倉敷地としてあらためて立券されたのである。堀立（現、帆立）・坪井は江戸時代には南下安村の小字として見え（「芸藩通志」巻四十三）、旧安川流路を挟んだ東隣、現在の西原一丁目付近には「佐東八日市」の遺名である上・中・下八日市の小字をとどめる（図3参照）。祇園市街地の南に位置するこの辺りこそ、かつて安芸国の地域経済活動の拠点として殷賑をきわめた佐東倉敷の所在地であった。

「祇園」地名の由来 さきの立券文の中で、もう一つ注目されるのは倉敷地に関係する住人等の身分表記である。厳島社家の仮名とみられる吉次・宮吉などを除くと、畠地・在家の所有者として記されている名前の下にはそれぞれ「神人」とは伊都岐島神人のこと、厳島神社と身分的な繋がりをもち、年貢物資の運送・保管に関わるとともに商業活動を行った（田村裕―一九八〇）。鷹栖山の利用をめぐるトラブルの当事者である「堀立都維那」の代わりに仲間を質に取られたことから、相手側の杣村地頭の政所に報復攻撃を仕掛けた伊都岐島神人の行為は、かれらの素顔を知る一つの手掛りとなる（「卷子本厳島文書」六七号）。いわゆる郷質・所質の一事例を示すこの事件は、

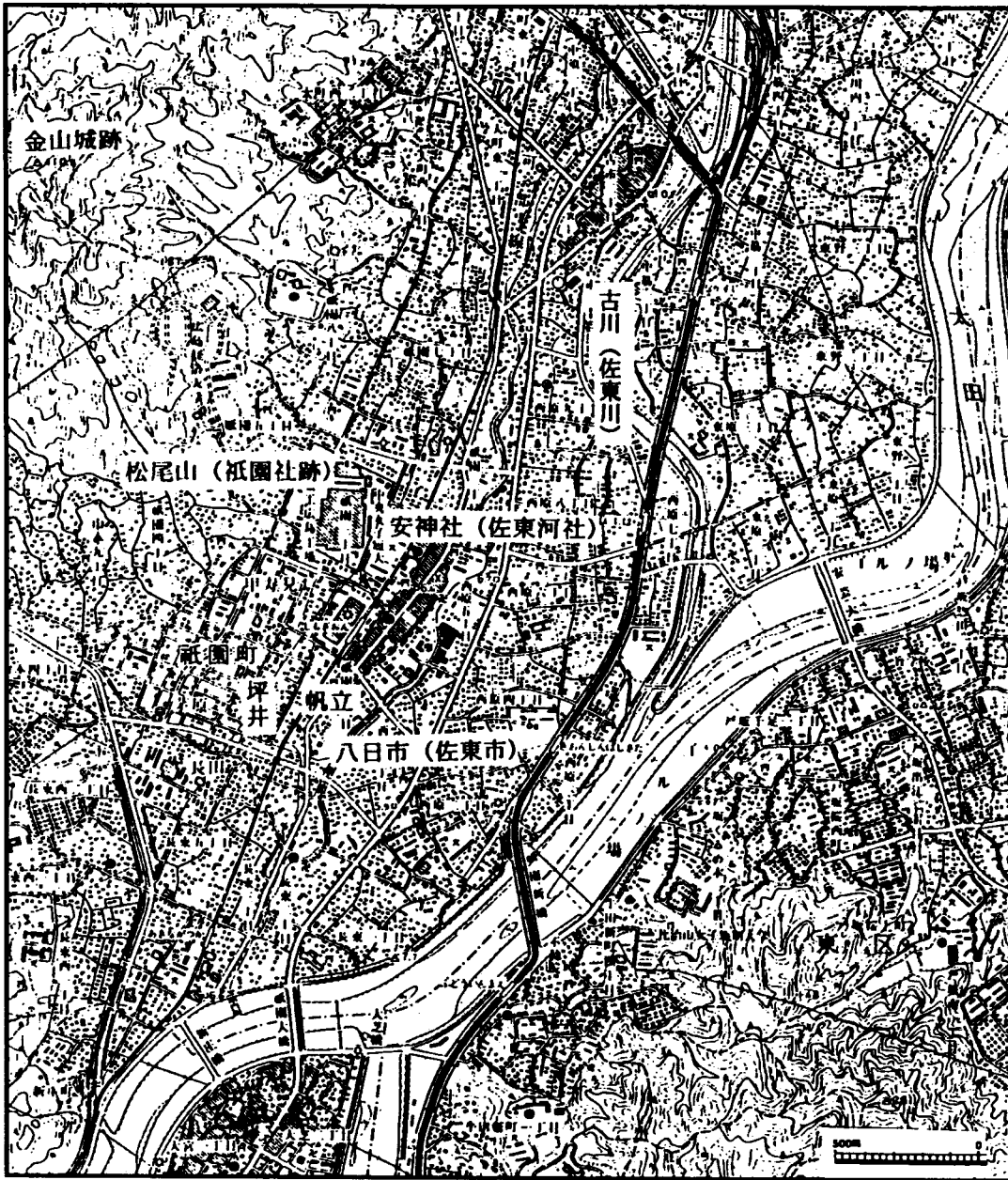


図3 佐東倉敷周辺地図

「堀立都維那」や「神人」等からなる倉敷地住人の社会集団性を余すところなく伝えている。また「供御人」は、いうまでもなく天皇・朝廷官衙と結びついた職能民の意である。

「感神院神人」は京都祇園社の神人を指すが、ここでは佐東祇園社に所属して商業活動に従事した者であろう。かれらを統轄する「祇園神人兄部職」は、鎌倉時代にはかつての在庁最有力者葉山城頼宗の地位・権限を引き継いだ守護の掌握するところとなつている（「新出厳島文書」三一号）。かつて石井進氏が指摘

したように、古くから広島湾頭を中心として瀬戸内海の各地に交通・商業活動を展開した祇園社神人たちによって分祀・創建されたのが佐東祇園社であった〔石井進―一九七〇〕。『祇園』地名は、かつてこの地が地域経済の中心地であった名残を今に伝えるものである。

参考文献一覧

- 〔新古典文学大系50 とはすがたり たまきはる〕岩波書店、一九九四年。
松本寧至『中世宮廷女性の日記』中公新書、一九八六年。
〔新修広島市史 第一巻 総説編〕広島市役所、一九六一年。
〔祇園町誌〕広島県安佐郡祇園町、一九七〇年。
西村嘉助『広島周辺の条里分布と地形』『広島大学文学部紀要』一五号、一九五九年。
佐竹昭『古代・中世の中山』『中山村史』広島市、一九九一年。
酒井紀美『中世のうわさ』吉川弘文館、一九九七年。
田村裕『荘園・公領制の成立と展開』『広島県史 通史編 原始・古代』広島県、一九八〇年。
石井進『日本中世国家史の研究』岩波書店、一九七〇年。